若年性認知症支援モデル事業 報告書(案)

1 構成案

1部 モデル事業の目的とこれまでの都の考え方(東京都)

2部 モデル事業実施事業者の報告(モデル実施事業者(2))

3部 デイサービス等における若年性認知症の人に対する有効な支援(座談会)

4部 モデル事業の考察と提言(東京都)

2 1部 モデル事業の目的とこれまでの都の考え方(東京都) の記述案

- (1) モデル事業の目的
 - ・ 若年性認知症の本人・家族が地域で安心して暮らせること
- (2) 都の若年性認知症支援における基本的な考え
 - ・ 一つ一つの症状への対策ではなく、若年性認知症の本人・家族の生活全般を総合的に支援する。[生活全般の総合支援]
 - ・ 既存サービスが、本人・家族の幅広いニーズに応えられるような支援策の構築 が必要である。[既存サービスによる支援策の構築]

(3) 相談体制の基本的な考え方

- ・ 都では、「若年性認知症の相談体制について、原因疾患や症状が多様であるため、 若年性認知症専門の相談窓口を設置しても、高い実効性は期待できない。」「既存 の認知症一般の相談窓口の『対応力』を高め、各支援制度間の連携を図ることで 若年性認知症の相談にも対応することを基本」としている。
- ・ 具体的には、「若年性認知症の本人・家族の生活の維持向上に資する多くの情報を有しており、自ら相談相手のニーズを引き出し、それに応じた適切な提案・説明をできること」としている。

(4) 居場所(介護支援含む)の基本的な考え方

- ・ 都では、「空白期間の居場所は、障害福祉サービスや介護保険サービス等により 提供されることが望ましい」としている。
- ・ 若年性の人に対するサービスで重要なことは、高齢者向けサービスの充実にも 有効であり、介護サービス事業者には次のことが求められる。
 - ①認知症の進行程度に応じた対応ができること
 - ②若年者と高齢者のアセスメントの相違を踏まえた対応ができること
 - ③個別性を重視した対応ができること
- ・ また、先駆事例のノウハウが得られる場を作り出し、ノウハウの蓄積・共有化、 推進を図ることも必要である。
- ・ モデル事業はノウハウを得られる場の一つにも当たり、若年性認知症専用デイサービスを実施した。なお、都内には先駆事例に当たる若年性認知症専用デイサービスが複数あり、既にサービスを提供している。

3 4部 モデル事業の考察と提言(東京都)の記述案

- (1) 特定非営利活動法人いきいき福祉ネットワークセンターの取組【一元化した相談 窓口におけるマネジメント支援】
 - ・ 取組の特徴 (モデル事業の特徴、若年性認知症支援のポイント)
 - ・ 現在の主な認知症の相談窓口として想定される地域包括支援センターは、若年性認知症の対応事例がほとんどないこともあり、若年性認知症の対応力は十分とはいえない。(都内の若年性認知症患者は約4,000人と推計されており、地域包括支援センター設置数367ヵ所(外、ブランチ46ヵ所、サブセンター50ヵ所)という規模を考えると、相談窓口における若年性認知症の対応は極めてまれである。)
 - ・ 若年性認知症の支援策は多岐の分野にわたることと、地域における対応事例が 極めてまれであることを併せて考えると、若年性認知症の相談に的確に対応する ためには、広域で相談を受け付ける一元化した窓口を設置することが有効である。
 - ・ 相談窓口では、モデル事業の成果を生かし、アセスメントの実施・支援のマネ ジメントを行う。

(2) 社会福祉法人東京栄和会の取組【空白期間の居場所】

- ・ 取組の特徴(モデル事業の特徴、若年性認知症支援のポイント)
- ・ 既存の若年性専用デイサービスでは、社会参加活動を提供する場として機能しているものがあり、社会人として社会の一翼を担っているという実感を得ることができる。(⇒ニーズ:社会の役に立ちたい【軽度】)
- ・ また、認知症が少し進んでも、高齢者と異なり体力もある人は、地域と接点が 持てるような活動(地域の散策、公園や校庭での屋外スポーツ等)に意欲的に参 加している。(⇒ニーズ:同年代の人と楽しく過ごしたい【中等度】)
- ・ 若年性認知症の人は就労希望がある、と思われがちだが、周囲若しくは自らの プレッシャーにより「就労」を口にする人もいる。また、既に対価を得られるよ うな作業はできない人が多い。
- ・ 若年性専用デイの役割のひとつは、本人及び家族が「認知症になった現在の自分」と「自分の年齢の本来あるべき姿」との乖離を受容する手段とする。(活動の中に「役割」を見出すことで現在の自分を肯定できる。)
- ・ 認知症の進行により若年性専用デイの利用ができなくなることに備え、併用して高齢者のデイの利用も進めるべきである。
- ・ 若年性専用デイは、地域若しくは高齢者サービスへ緩やかに移行するための手 段の一つであると位置づける。
- ・ なお、「若年性専用」に限定することで、利用者が期待するものを裏切らないようなサービス提供が必要である。そのためには、提供するサービスと利用者像を 予め明示する必要がある。
- ※ 若年性認知症の状態については、「東京都若年性認知症生活実態調査」(平成 20 年 8 月)における「病状の各ステージ(3 群)」の「軽度・中等度・高度」を参照する。